

物品購入等指名競争入札参加者の心得（郵便入札）

高知県・高知市病院企業団

（目的）

第1条 物品の購入及び製造等の指名競争入札について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するものとし、その取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県・高知市病院企業団契約規程（平成17年管理規程）にて準用する高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得に定めるところとする。

（指名競争入札参加資格）

第2条 競争入札に参加できる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として指名された者（以下「入札参加者」という。）とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

（入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第30条において準用する規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第30条において準用する規則第10条の規定により免除された場合はこの限りでない。

（入札の基本的事項）

第4条 入札者は高知県・高知市病院企業団が指名した者とする。

2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の方法等）

第5条 入札者は入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。（別紙参照）ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

なお、押印の有無にかかわらず、電子メール及びファックスによる入札はできない。

2 第12条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

なお「第3回入札」までの入札書を郵送しない場合は、下記のとおり取り扱う。

- ・「初度入札」のみ入札の場合…「初度入札」を「第2回入札」及び「第3回入札」として取り扱う。
- ・「第2回入札」まで入札の場合…「第2回入札」を「第3回入札」として取り扱う。

3 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録事業所の代表者印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印しなければならない。

4 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入し、頭書に「¥」の記号を付記しなければならない。

- 5 入札金額は訂正することができない。
- 6 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。
- 7 到達した入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

(入札の辞退)

第6条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。
- 3 入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(開札)

第7条 開札は、指名通知書に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

(無効の入札)

第8条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 不正の行為があった入札
- (2) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札。
- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札
- (5) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 入札書が指定する期日までに到達していない入札
- (8) 押印を省略した入札書においては、開札時に電話で入札への参加意思が確認できなかった入札
- (9) その他、入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (3) 明らかに談合によると認められる入札

(入札の取り止め等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は入札の執行を延期若しくは取り止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(落札者の決定方法)

第11条 予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第12条 入札価格が予定価格を超える場合は、再度の入札を行う。

2 再度入札は2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する場合はその入札者は再度入札に参加できないものとする。

(1) 第6条第2項により辞退したとき。

(2) 第9条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札（合わせて3回）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(入札書に記載する金額)

第13条 入札参加者は、交換契約を除き、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108（110）分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

(契約金額)

第14条 契約金額は、交換契約を除き、入札書に記載される金額に、その8（10）%に相当する金額を上乗せしたものとする。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には、契約時における消費税の端数処理を行わず、請求時の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を、落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合はこの限りでない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第40条第6号による免除を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第16条 落札者は落札後に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。

(契約の確定)

第17条 契約書を作成する場合にあっては、契約担当者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

(入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合)

第18条 入札前に談合情報寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行なう。

2 落札後に談合情報が寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められる場合には、落札者であっても契約を締結しない。

(入札結果の通知)

第19条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて高知県・高知市病院企業団事務局において公表する。